

**令和6年度 展示商談会での島根県ブース事務局運営業務委託
企画提案競技募集要領**

島根県では、島根県内の食品製造事業者の販路開拓・拡大支援のため、島根県外で開催される展示商談会に島根県ブースを出展している。

今回、島根県外で行われる展示・商談会での島根県ブース事務局運営業務について、企画提案を広く募集する。

1 企画提案の対象とする委託業務内容

詳細は別紙「令和6年度 展示商談会での島根県ブース事務局運営業務委託 業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

なお、当企画提案は、令和6年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力が生じるものとし、島根県議会において令和6年度当初予算が否決された場合は、契約を締結しないこととする。

2 事業予算額（上限）

19,900千円（消費税及び地方消費税相当含む）とする。

3 委託業務期間

契約期間：契約日締結の日から 令和7年3月14日 まで

4 応募者の資格

上記1に掲げる業務を仕様書に基づき的確に遂行する能力を有する企業であって、提案した内容について、県からの電話、メールによる質問等に対して迅速に対応ができること。また、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 単独の法人若しくは複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下「県内法人」という。）であること。コンソーシアムの構成員での参加は、構成員のうち1以上は県内法人であること。
- (3) 単独の法人若しくはコンソーシアムの構成員は次の各号を満たすこと
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - エ 直近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - オ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
 - カ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと

- キ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、また、単独の法人として参加するなど、重複参加していないこと
- ク 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、企画提案提出日においてその措置の期間が満了していない者でないこと
- ケ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申し立てまたは、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと
- コ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと
- サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと
- シ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと
- ス 委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること

5 企画提案事項

以下の事項について企画提案を行う。各展示商談会で委託する業務については別表を参考。なお、事項（1）～（11）の詳細は仕様書参照。

- （1） 出展申込内容のとりまとめ
- （2） 出展者負担金の徴収
- （3） 出展者および主催者との調整・連絡
- （4） レンタル備品の案内・とりまとめ
- （5） 事前説明会の運営
- （6） ブースパンフレットの作成・封入・送付
- （7） 出展者への招待券および出展者証の送付
- （8） ブースの設計・施工・運営・撤去
- （9） 資材返送の対応
- （10） 販促資材の作成・送付・返送
- （11） 出展者アンケートの案内・とりまとめ・分析
- （12） 運営計画の策定（業務委託に関する実施体制及びスケジュール）
- （13） 各展示商談会における出展者ブースの背面パネルの有無の比較検討（背面パネルの有無に対する各メリット・デメリット（費用含む））
- （14） 展示商談会の来場者への配布を目的とした販促資材の品目・デザイン（品目数：2種、品目例：紙袋など）
- （15） その他（自由提案に関すること）

6 企画提案参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和6年2月26日(月) 17:00(必着)
- (2) 提出方法 郵送(宅配便可)・持参
- (3) 提出先 本要領最下段 問い合わせ先に同じ
- (4) 提出書類
 - ア 企画提案参加表明書(様式例1): 1部
 - イ 企画提案応募条件に係る誓約書(様式例2): 1部

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和6年3月12日(火) 17:00(必着)
- (2) 提出方法 郵送(宅配便可)・持参
- (3) 提出先 本要領最下段 問い合わせ先に同じ
- (4) 提出書類等
 - ア 企画提案書(任意様式): (A4判片面(縦・横いずれも可)、ページ番号付き、横書き、左綴じを原則とし、図表等を含めて40ページ以内とすること。(図表等は必要に応じ、A3判の折り込みも可とする。))
 - イ 業務実施体制図(5の(1)~(10)の事項を実施するための体制図、担当者が不在の場合の連絡者、現地での対応等)
 - ウ 業務スケジュール
 - エ パース(5の(8)、背面パネル無のパターンも作成)
 - オ 平面図(5の(8)、背面パネル無のパターンも作成)
 - カ 立面図(5の(8)、背面パネル無のパターンも作成)
 - キ 緊急時の保守等への対応について(5の(8))
 - ク 見積書(各展示商談会の内訳を必ず添付すること、背面パネル無のパターンにおける見積もりに対する増減額を必ず記載すること)
 - ・本要領2に規定する委託業務費は上限額であり、超えることはできない。
 - ・展示商談会開催場所での滞在費用等すべての費用を含むものとする。
 - ・その他、仕様書の規定事項に基づく見積もりとすること。
 - ケ その他、企画提案の参考となる資料
 - ・過去に行った類似業務の実績等
 - コ 提出書類は印刷したものを6部(正本1部、副本5部)提出すること。
 - サ 上記の提出書類をPDF等の電子データとしたファイル版を、CD-R等の電子媒体に記録したものを1個提出すること。
- (5) 留意事項
 - ア 参加申込書の提出がない場合は、企画提案書の提出は受け付けない。
 - イ 参加申込書の提出があっても、企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとする。
 - ウ 提出できる企画提案は、1者1案とする。
 - エ 提出された書類の差替え、変更及び取消は認めない。また、提出された書類は返却しない。
 - オ この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。

8 提案に係る質問

質問がある場合は、提出期限までに文書（様式例3）により提出すること（メールによる提出も可）。

- (1) 提出期限 令和6年2月29日（木）12:00まで
- (2) 提出先 本要領最下段 問い合わせ先に同じ
- (3) 質問に対する回答は、参加申込をしたすべての者に対し、メールにより回答する
- (4) 質問とは別に昨年度の状況等についての照会は、逐次対応する。

9 審査

(1) 審査の方法

県は、企画提案者の中から、本業務の受注者を選定するため、次のとおり審査会を開催し、プレゼンテーション方式による審査を実施する。

ア 開催日 令和6年3月21日（木）予定

イ 審査会による審査

- ・ 県は別途定める審査要領に基づき組織する審査会において審査を実施することとし、審査基準により企画提案書の内容や企画提案者によるプレゼンテーション等を総合的に勘案し、最も優れていると判断される企画提案者を受託候補者として選定する。
- ・ なお、応募者多数の場合、審査会は書面による1次審査を実施し、プレゼンテーション方式による2次審査へ参加するものを選定する。

ウ プレゼンテーション

- ・ 審査会場における実地プレゼンテーションとする。
- ・ プレゼンテーションの出席者は、提案者ごとにそれぞれ3名以内とする。
- ・ 1事業者あたりの持ち時間は、プレゼンテーション30分及び選定委員との質疑応答15分以内とし、県が後日指定する時間割により提案者ごとに行う。
- ・ 企画提案書の提出日以降の新たな資料追加は認めない。

エ その他

- ・ 審査にあたり、事前に島根県職員をもって応募内容を確認するための聞き取りをさせることがある。
- ・ 審査会は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせには応じない。
- ・ 審査による評価が最も高い応募者を選定する。なお、審査会が選定した者（以下「委託先候補者」という。）が辞退した場合は、次点となった応募者を委託先候補者とする。ただし、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、委託先候補者を選定しないことがある。

(2) 審査基準

審査会は、審査に当たって以下の事項等について評価する。

ア 企画・提案

- ① ブースパンフレットのデザイン・レイアウトについて、来場者が一目で島根県ブースをイメージでき、またバイヤーが商品取り扱いイメージを想起できるような内容となっているか。

- ② ブースと商品一覧棚のデザイン・レイアウトについて、高い誘客効果を持ち、かつ全体が一体的な印象を受ける内容となっているか。
- ③ 出展者ブースのレイアウトについて、集客数および出展者の使い勝手の面で出展者の公平性が保たれ、来場者と出展者の動線が確保された内容となっているか。

イ 運営・体制

- ① 業務内容および流れについて理解しており、業務実施体制やスケジュールが適切に示されているか。緊急時の保守対応が可能か。
- ② 委託者、出展者、主催者と綿密に調整できるか。

ウ その他

- ① 見積書について、費用対効果が高く、経費節減に努めた内容となっているか。
- ② 過去の類似事業について十分な実績があるか。
- ③ 自由提案は、島根県ブースの効率的、効果的な設置・運営に資するか。

(3) 結果の通知

選定の結果については、企画提案書類を提出した者に対して文書で通知する。
なお、結果についての異議申し立ては受理しない。

10 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が応募したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する応募や応募に関する不正行為があったとき。
- (4) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び応募者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約の締結

委託先候補者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

委託先候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) 契約に伴う諸経費

委託先候補者の負担とする。

(5) その他契約条項

委託先候補者との協議事項とする。

(6) 委託費の支払

次に掲げる条件で支払う。

④ 前金払

委託料の30%を限度額として、前金払の支払を請求することができる。

⑤ 部分払

部分払は行わない。

⑥ 完了払

業務の完了を確認するための検査に合格し、成果物を引き渡したときは、委託料の支払を請求することができる。

13 スケジュール

日程	内容
令和6年 2月14日(水)	企画提案募集(公募)開始 公募方法:本要領及び仕様書を県HPに公開
2月26日(月) 17:00(必着)	参加申込書提出期限
2月29日(木) 12:00	質問受付期限
3月12日(火) 17:00(必着)	企画提案書提出期限
3月21日(木)予定	プレゼンテーション、審査会実施
3月下旬	選定結果の通知
4月以降	委託契約締結

14 業者選定後の取扱い

県は、選定された企画提案者1者へ、業務委託仕様書に基づき予定価格の範囲内で見積もり合わせにより業務を委託する。また、業務の委託に際して、選定された企画提案書の内容をもとに加除修正し、最終的な仕様書として提示することができるものとする。

15 問い合わせ先及び書類提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県 しまねブランド推進課 食品産業支援第2係

TEL 0852-22-6398・5122 FAX 0852-22-6859

E-mail tenjikai2@pref.shimane.lg.jp